

平成28年7月8日

保護者様

京都市立二条中学校
校長 梅本 薫

保存版 台風等に対する非常措置についてのお知らせ

標記の件についてお知らせいたします。本校においては、台風により京都市（「京都南部」または「京都・亀岡」地域）に、「暴風警報」が発表された場合は、すでにお知らせしている通り下記の措置を取ります。また、「特別警報」が発表された場合は、以下の2.の措置をとります。

テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも注意してください。

記

1. 「暴風警報」が発表された場合

(1) 登校前に「暴風警報」発表の場合

- ① 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- ② 「暴風警報」が途中解除された場合については、以下の措置を取ります。
それぞれの始業時間に合わせて登校させてください。

* 午前7時までに解除になった場合	平常授業
* 午前9時までに解除になった場合	3校時から始業
* 午前11時までに解除になった場合	5校時から始業
* 午前11時現在「警報」発表中の場合	臨時休業

(2) 登校後に「暴風警報」発表の場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

2. 「特別警報」が発表された場合

(1) 登校前に「特別警報」発表の場合

原則として、「次の登校日」(※)は臨時休業とします。

※「次の登校日」

- ・下校時から午前0時までに発生した場合は「翌日」
- ・午前0時から登校前までに発生した場合は「当日」

(2) 登校後に「特別警報」発表の場合

直ちに臨時休業とします。

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。なお、PTA メール配信やホームページ等で、保護者等に対して連絡をします。

※上記の内容につきましては、生徒手帳後半の[36]ページにも記載されています